

令和7年9月3日

中標津町議会議長 後 藤 一 男 様

中標津町議会議員 宗 形 一 輝

研 修 報 告 書

以下の視察（研修）について、次のとおり報告します。

- 1 視察名 議会運営委員会道内視察研修
- 2 視察先 芽室町議会
- 3 視察日 令和7年8月6日（水）
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

芽室町議会では、町民から「議会は何をしているのか分からない」との声が多く寄せられていたことを背景に、議会基本条例の制定に向けた調査や視察を重ね、平成25年4月に同条例を施行しました。条例の施行と同時に、通年議会制の導入や、毎月1回発行する議会だよりの通年発行といった取り組みをスタートさせ、議会活動の可視化と住民への情報発信の強化を進めています。

条例制定後は、条例を実効性あるものとするために三つの点を特に重視しているとのことでした。第一に、自己評価・委員会評価・議会評価を通じた条例の進行管理、第二に、議会活性化計画の策定と実践、第三に、定期的な点検や協議を通じた条例の見直しです。毎年2月に検証の場を設けながら実践を積み重ねる仕組みを作り上げています。議会活性化計画については、「分かりやすい議会」「開かれた議会」「行動する議会」をテーマに掲げ、計画のバージョンアップを重ねながら条例を積極的に活用している点が特徴的です。策定した計画や検証の結果は、最終的に町のホームページで公表し、住民への説明責任を果たす工夫もなされています。

特に議会改革が進んでいると感じた点は、議会基本条例を単なる理念で終わらせず、実際の議会運営の軸として機能させている点にあります。改選後には必ず基本条例研修を行い、その際には当時の条例制定に携わった議長を講師として招き、制定の思いや背景を現職議員が直接確認する機会を設けているとのことでした。こうした研修を通じて、議会の理念が次世代の議員にもしっかりと受け継がれていることは大変印象的でした。また、議会サポーター制度を活用し、専門家から意見を聞きながら条例のあり方を検証してい

る点も、住民参加と専門的知見を両立させた取り組みとして高く評価できると感じました。

芽室町議会では議会基本条例を中心に据え、不断の検証と改善を重ねることで、住民に開かれた持続的な議会改革を実現していることが確認できました。



芽室町議会での視察の様子

- 2 視察先 札幌市議会
- 3 視察日 令和7年8月7日(木)
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

札幌市議会においては、平成21年に議会基本条例の必要性が議員有志による任意組織で議論されたことを契機に、条例制定に向けた取り組みが始まりました。検討委員会のみが議論を担うのではなく、全議員が課題について意見交換を行い、条例に盛り込むべき項目を協議しながら、議会全体として認識を高めていった点が大きな特徴です。議論の途中には東日本大震災が発生したこともあり、災害時における議会の役割を明確化するため、第5条に「災害時の議会の役割」が加えられました。その後の検討を経て、平成25年4月1日に札幌市議会基本条例が施行されました。

制定にあたっては、先行事例や専門的知見を参考にすることを重視していました。さいたま市議会や所沢市議会を視察し、また中央大学の教授からも意見を聴取するなど、外部の知見を積極的に取り入れていました。特に全議員を対象とした勉強会では、所沢市議会の議員を講師に招き、同市での議会基本条例制定の経緯や実施状況について学ぶとともに、条例提案に至る過程や専門的知見を共有する機会を設けていました。こうした研修を通じて、委員会任せではなく議員全員が当事者として議論に参加する体制を整えていたことが印象的でした。

協議の過程では、議会の役割や本市議会の課題を整理したうえで、「議員活動が市民に見えにくい」という問題意識から、その解決策を盛り込む形で条文が検討されました。先行13自治体の条文を比較しながら素案を作成し、これを市議会ホームページや報道機関を通じて公開するとともに、市内施設への配架を行い、市民から広く意見を募集しました。最終的に80件にのぼる市民意見が寄せられ、その内容を反映した修正を経て、平成25年第1回定例市議会において議案が提案され、可決に至りました。

さらに、条例が形骸化しないよう、令和3年度から4年度にかけて条例の検証が実施されました。全75ページに及ぶ検証報告書では、議会の機能強化や二元代表制における役割、委員会としての機能などについて、9回の会議を通じて詳細な検証が行われています。

各条文ごとに取組状況や評価、評価の理由、今後の方向性が整理され、4段階評価で詳細に検証が進められていることは、条例を実効的に活用するうえで大変参考となる事例でした。

また、札幌市議会では「開かれた議会」の実現に向けた取り組みも積極的に進めています。傍聴制度についてはもともと自由化されていましたが、さらに傍聴者による撮影も自由とされている点には大きな驚きを感じました。加えて、主権者教育の観点から、議会主導で小学生を対象とした「夏休み自由研究プログラム」を実施し、7月から8月にかけて各小学校にチラシを配布して議場見学を募集しています。実際に東区の小学校が参加するなど、議会を学びの場として子どもたちに開放している取り組みは、将来の主権者意識を育むものとして大変意義深いと感じました。

札幌市議会では、全議員が参画する形で議会基本条例の制定過程を進め、市民意見を反映させながら条例を成立させました。その後も検証作業や開かれた議会活動を積極的に進めることで、議会の機能強化と市民との距離の縮小に向けた実践的な取り組みを展開していることが確認できました。



札幌市議会での視察の様子

- 2 視察先 鹿追町議会
- 3 視察日 令和7年8月8日（金）
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

鹿追町議会は、全国的にも早い段階で議会基本条例を制定した議会であり、平成22年に施行されました。条例には「年2回以上の議会報告会開催」が規定されていますが、現在では定例会ごとにあわせて年4回の報告会を実施しており、さらに報告会が行われないう月には「まちなか会議」を開催することで、町民との自由な意見交換と公聴の機会を充実させています。

議会報告会は回数を重ねる中で参加者数の減少が課題となっている一方で、まちなか会議は公聴部会の議員4名のうち2名が分担して開催し、1～2時間程度の自由なフリートークの場となっており、幅広い町民が参加しています。常連の町民だけでなく新しい町民も加わるなど参加者層は多様で、むしろ議会報告会以上の人数が集まることも少なくありません。自由な発言が歓迎され、その場で出た質問に議員が直接回答できることが、参加のしやすさと人気の理由となっていると伺いました。こうした取り組みを支えるた

め、議会では年間スケジュールを事前に決定し、SNSや広報（年8回）およびミニ広報を活用して住民への周知を徹底しています。

また、鹿追町議会では議会基本条例を不断に見直す姿勢を持ち続けています。活性化調査会（全員協議会）では、条例改正について議論が重ねられ、産休制度やICT

の活用を追加することで、子育て世代も議員として活動できるよう配慮し、議員の担い手不足対策を進めてきました。さらに、議員育成の観点からは、栗山町の「議員の学校」を参考に「議員塾」を開催し、議会傍聴や座学を通じて町民に議会を身近に感じてもらう取り組みも行われています。参加者からは、「議員になるための具体的な手続きやスケジュールを知りたい」との声が寄せられており、将来の議員候補を生み出す取り組みとしても一定の成果が見られるようです。

鹿追町議会は早期に制定した議会基本条例を基盤とし、議会報告会とまちなか会議を通じて住民との対話を深化させるとともに、担い手不足への対応や人材育成に積極的に取り組んでおり、地域に根ざした実践的な議会改革の姿勢が強く感じられました。



鹿追町議会での視察の様子